

浦河町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

浦 河 町
浦 河 町 議 会
浦河町農業委員会
浦河町選挙管理委員会
浦河町代表監査委員
浦河町教育委員会

浦河町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、浦河町、浦河町議会、浦河町農業委員会、浦河町選挙管理委員会、浦河町代表監査委員、浦河町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2 女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 2 条に基づき、浦河町、浦河町議会、浦河町農業委員会、浦河町選挙管理委員会、浦河町代表監査委員、浦河町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(1) 女性職員の活躍に関する状況把握

① 採用した職員に占める女性職員の割合

年 度	新規採用者数(人)	うち女性(人)	女性の割合	備 考
平成 28 年度	5	4	80.0%	
平成 27 年度	5	1	20.0%	
平成 26 年度	5	1	20.0%	
平成 25 年度	6	2	33.3%	
平成 24 年度	5	2	40.0%	
5 年間計	26	10	38.4%	
平 均	5.2	2.0	38.4%	

② 平均した継続勤務年数の男女の差異（平成 27 年度実績）

全職員(年)	女性職員(年)	男性職員(年)
20.5	21.6	20.0

③ 職員一人あたりの各月ごとの超過勤務時間（平成 27 年度実績。選挙・災害等除く。）

月	全対象職員		女性職員		男性職員	
	時間数計	平均時間数	時間数計	平均時間数	時間数計	平均時間数
4	1,971	18.1	470	12.4	1,501	21.1
5	1,472	13.9	430	11.0	1,042	15.6
6	1,318	12.8	364	9.1	954	15.1
7	1,014	11.4	420	11.4	594	11.6
8	1,017	11.4	361	10.3	656	12.1
9	1,280	13.3	445	12.0	835	14.2
10	1,910	18.9	406	11.6	1,504	22.8
11	1,070	11.9	314	10.1	756	12.8
12	1,695	16.5	423	12.4	1,272	18.4
1	1,018	11.6	215	6.9	803	14.1
2	1,613	16.0	387	10.5	1,226	19.2
3	2,304	20.0	549	13.4	1,755	23.7
総計	17,682	175.8	4,784	131.1	12,898	200.7
月平均	1,473.5	14.7	398.7	10.9	1,074.8	16.7

④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（平成28年度）

全管理職(人)	うち女性(人)	女性の割合(%)
25	2	8.0

⑤ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（平成28年度）

役職段階	人数	役職割合(%)	うち女性(人)	女性割合(%)
課長級	25	15.5	2	8.0
補佐級	59	36.6	20	33.9
係長級	43	26.1	20	46.5
一般職	34	21.7	11	32.4
計	161	100.0	53	32.9

⑥ 男女別の育児休業取得率(平成27年度実績)

性別	取得可能者(人)	取得者(人)	取得率(%)
男性	8	0	0
女性	2	2	100.0
計	10	2	20.0

⑦ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率（平成27年度実績）

種類	取得可能者(人)	取得者(人)	取得率(%)
配偶者出産休暇	3	1	33.3
育児参加休暇	3	0	0

⑧ 職員一人当たりの年次有給休暇の取得率（平成27年度実績。派遣職員、育児休業取得職員除く。）

全職員(%)	女性(%)	男性(%)
20.4	26.3	17.6

(2) 課題分析及び目標

① 採用した職員に占める女性職員の割合

平成27年度 20.0%、平成28年度 80.0%

【女性職員を優先した採用は行っていないが、引き続き性差なく優秀な人材の採用を行う。】

② 平均した継続勤務年数の男女の差異

女性職員21.6年、男性職員20.0年であり、継続勤務年数に実質的な差は少ない。

③ 職員一人あたりの各月ごとの超過勤務時間

職員全体で年間一人一月当たり14.6時間、女性職員10.9時間、男性職員16.7時間であり、女性職員が男性職員に比べ、超過勤務時間は少ない結果となった。

【引き続き、人事院が「超過勤務の縮減に関する指針」で定める時間外勤務の上限の目安時間（年間360時間）を超えて勤務しないよう努める。】

◎目標達成年度平成32年度

④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

全管理職25名、うち女性職員2名（8.0%）

【女性を優先した登用は特に行っていないが、適任者があれば性差なく管理職へ登用する。】

⑤ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

平成28年度 全職員161名、うち女性職員53名（32.9%）

【女性職員を優先した採用は行っていないが、性差なく優秀な人材の採用に努める。】

⑥ 男女別の育児休業取得率

平成27年度 取得可能者10名（男性8名、女性2名）

取得者 2名（男性0名、女性2名）

男性取得率0%

【男性10%以上、女性100%の育児休業取得率を目標とする。】

◎目標達成年度平成32年度

⑦ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

平成27年度

配偶者出産休暇 取得可能者3名、取得者1名、取得率33.3%

育児参加のための休暇 取得可能者3名、取得者0名、取得率0%

【配偶者出産休暇、育児参加のための休暇とも80%以上の取得率を目標とする。】

◎目標達成年度平成32年度

⑧ 職員一人あたりの年次有給休暇の取得率（平成27年度実績。派遣職員、育児休業取得職員除く。）

平成27年度 全体20.4%、女性26.3%、男性17.6%

【職員一人あたりの年次有給休暇の取得を前年対比で30%以上の取得率を目標とする。】

◎目標達成年度平成32年度

4 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取組

3で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、浦河町、浦河町議会、浦河町農業委員会、浦河町選挙管理委員会、浦河町代表監査委員、浦河町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 超過勤務の縮減の取組み

- ① 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。
- ② 職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図る。
- ③ 超過勤務の多い部署を把握し、その管理職からヒアリング等を行ったうえで、その縮減のため必要な措置を講ずる。

(2) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

- ① 妊娠を申し出た職員に対し、必要に応じて個別に育児休業等の制度及び経済的支援等について説明を行う。
- ② 育児休業等に関する資料を作成・配布し、制度の周知を図る。

(3) 男性の育児休業等の取得促進

- ① 男性職員も育児休業等の取得ができることについての周知を行い、男性の育児休業等の取得促進を図る。
- ② 子どもの出生時における父親の特別休暇の周知徹底及び年次有給休暇の取得促進を図る。
- ③ 父親の特別休暇及び年次有給休暇の取得について、職場における理解が得られるための環境づくりを行う。

(4) 休暇の取得促進

- ① 各課長は、部下職員の年次有給休暇を把握し、計画的な取得を指導する。
- ② 各課長は、職員が安心して年次有給休暇の取得ができるよう、事務処理において相互支援ができる体制を整備する。
- ③ ゴールデンウィーク、夏季休暇や年末年始の休暇等の時期に年次有給休暇を合わせた長期休暇の取得促進を図る。
- ④ 授業参観日や子どもに関する行事のための年次有給休暇の取得促進を図る。